

亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例及び亀山市認定こども園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第7号

亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例及び亀山市認定こども園条例の一部を改正する条例

(亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例の一部改正)

第1条 亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例(平成27年亀山市条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分(以下「改正部分」という。)及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分(以下「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(延長保育料) 第6条 [略] <u>(乳児等通園支援事業の利用料)</u> 第7条 <u>市長は、乳児等通園支援事業</u> <u>を利用した乳児又は幼児の保護者か</u> <u>ら規則で定める乳児等通園支援事</u> <u>業の利用料を徴収する。</u> 2 <u>乳児等通園支援事業の利用料は、</u> <u>乳児等通園支援事業を利用した日に</u>	(延長保育料) 第6条 [略] [条を加える。]

<p><u>その日分を納付しなければならない。</u></p> <p><u>(乳児等通園支援事業の利用料の減免)</u></p> <p><u>第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、乳児等通園支援事業の利用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第9条 [略]</p>	<p>[条を加える。]</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 [略]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

(亀山市認定こども園条例の一部改正)

第2条 亀山市認定こども園条例（平成27年亀山市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(延長保育料)</p> <p>第7条 [略]</p> <p><u>(乳児等通園支援事業の利用料)</u></p> <p><u>第8条 市長は、乳児等通園支援事業を利用した乳児又は幼児の保護者から規則で定める乳児等通園支援事業の利用料を徴収する。</u></p> <p><u>2 乳児等通園支援事業の利用料は、</u></p>	<p>(延長保育料)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>[条を加える。]</p>

<p><u>乳児等通園支援事業を利用した日に その日分を納付しなければならない。</u></p> <p><u>(乳児等通園支援事業の利用料の減 免)</u></p> <p><u>第9条 市長は、特別の理由があると 認めるときは、乳児等通園支援事業 の利用料を減額し、又は免除するこ とができる。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第10条 [略]</u></p>	<p>[条を加える。]</p> <p>(委任)</p> <p><u>第8条 [略]</u></p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。